

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない地域の住民生活に不可欠な通常業務を抱えています。災害時に地方公共団体自らが被災し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

このため、内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）を策定したほか、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）として改定が行われました。さらに、熊本地震での課題を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）を策定しています。

消防庁では、業務継続計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しております。

令和元年においても地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、結果を取りまとめました。

今回の調査結果では、前回調査した平成30年6月時点から改善していますが、業務継続計画の策定済み団体においても、熊本地震で課題とされた受援に関する規定を備えている団体は都道府県・市町村を合わせても4割程

度であるなど、一層の内容充実の余地があることが把握されました。

引き続き消防庁では、全ての団体における業務継続計画の策定を目指すとともに策定済みの団体においても内容の充実を図るため研修会を開催するなど、今後も業務継続計画の策定を促進してまいります。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

2 調査の概要

2,1 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

2,2 調査基準日

令和元年6月1日

2,3 調査内容

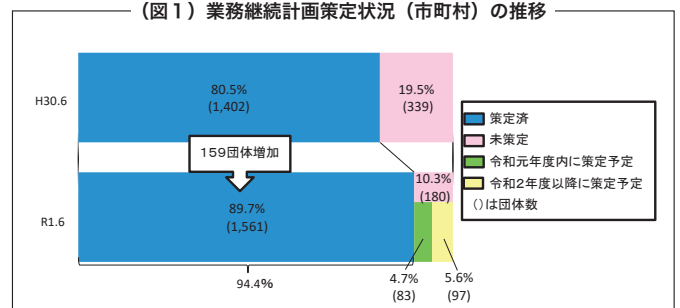
- 業務継続計画策定状況について
- 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について
- 受援計画の策定状況について

3 調査結果

3,1 業務継続計画策定状況

- 都道府県：47団体（100%）平成28年4月1日時点で、全ての団体が策定完了
- 市町村：1,561団体(89.7%)前回調査から159団体（9.2%）増加
令和元年度末時点では1,644団体で策定完了予定。策定率は9割以上に達する見込み（図1）

（図1）業務継続計画策定状況（市町村）の推移

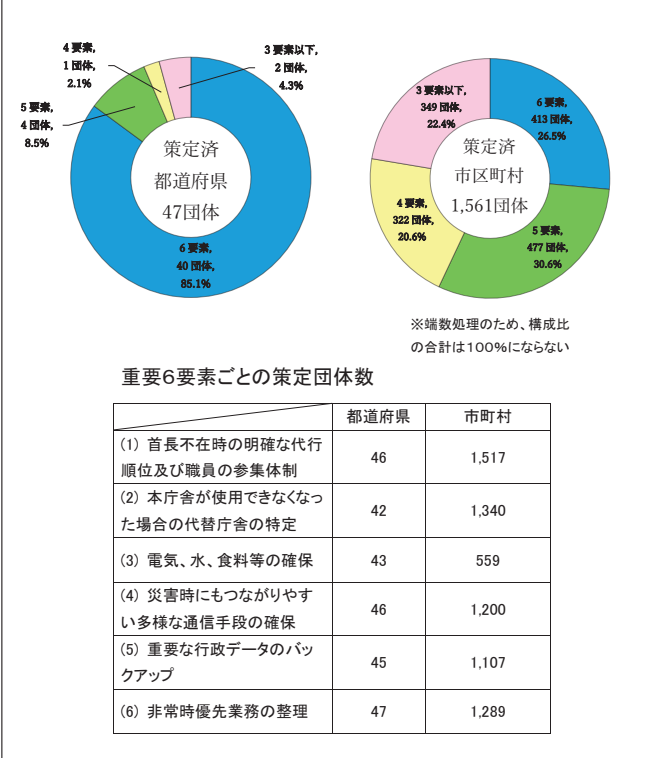


3,2 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について

3,2,1 重要6要素のうち5要素以上を定めている団体 (図2)

- 都道府県：44団体 (93.6%)
- 市町村：890団体 (57.0%)

(図2) 重要6要素の策定済数の状況 (令和元年6月1日現在)



2. 既に業務継続計画を策定している団体も以下の項目について取組を行うこと。

- ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された業務継続計画の特に重要な6要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。
- ② 受援に関する規定について、業務継続計画への追加や別途独立した受援計画を策定する等、その整備を行うこと。
- ③ 職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

<地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果 (令和元年12月) リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/011226bcphoudou.pdf>

3,3 業務継続計画策定済み団体における受援計画の策定状況について

- 都道府県：42団体 (89.4%)
- 市町村：600団体 (38.4%)

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画の策定について (通知)」(令和元年12月26日付け消防第149号防災課長通知)により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

1. 業務継続計画を策定していない市町村は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成27年5月内閣府(防災担当))を参考にして、早急に業務継続計画を策定すること。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525